

時事報

今の新新聞紙條例
明治十六年四月政府にて新聞紙條例を改正して以來
今日に至るまで足掛け四年、久しうらざるに非ず、世間
は事情も亦自から變更なきを得ず、蓋し當時我政府が此
條例を改正する折は明治十四年政治界の變動にて平
地は風波を際らまたる其餘勢、世上の人氣も自から湧
き立ち新聞紙面にも知らず講らず無慮なる文字の現
出するよとある等の事情も其筋にても新聞紙條例を
嚴密にするの必要を感ぜたるからんかあれども今や時
勢一變し社會の人事總て歐米文明の風に向ふのとな
らざるは内地雜居を許すの沙汰もありて世事はす
繁多あるを加へ新聞紙上は論說記事も亦自から繁
多なるの盛運を會しされを法例は時世と共に變すべし
との格旨に由りて今の新聞紙條例にも多少の變更あり
ては如何やとの世説もありて往々我輩の耳にその所
なり而して其説の當否は我輩新聞事業當局者の敢て自
か判断を下すべき限りにあらざるがゆゑに我輩はよ
きに對して兎角の説を爲さんと好まざれども世人に
して果して今の新聞紙條例を研究するの意あらんに
其局に當り其實を論じて多年此條例の下に立ちたる我
々新聞記者の言も或は其考の一助たるを得んかと信
じるが故に我輩は好意を以て此條例を觀察し敢て聊か
我輩實論上の所見を陳述すべし

今新新聞紙條例は通じて四十二條より成立つたれかれ
一々これを記さん其煩に堪えず又其要も亦かるべ
し今其中の就き重なるものを擧ぐれば其第十四條及
び十五條に新聞紙に記載したる事項は治安を妨害し又
は風俗を壞乱する者と認むるは其發行を禁止若く
は停止するの內務大臣又は府縣知事の職權内に在るも
のと爲まありて他は犯罪の如く檢察官より裁判所へ訴
出でて罪の有無を斷するの例もあらず事を處するに敏
捷活潑あらんとするに比便宜法を要するものと無難な
らんとすいへども尋常の例の如く裁判官を煩はすも亦甚
だ便利の法からんか又其第十七條に一人又は一社にし
て數個の新新聞紙を發行する者一箇は新聞紙を停止せら
ざるものと其停止中他の新聞紙を發行するものとを得
ずとあり此條の精神は身代りの新聞紙を用意して停止
の罪に觸ることと防ぐに在るからんやなれども此條
の在る有るが爲めに身代りならざる無辜の新新聞紙で
も他は犯罪に同座せしめざるを得ざるの不便なきに似
らず又其第二十七條に新聞紙に記載したる事項に付官
署より其所の新聞紙を受けたるときは之を證明す可し
違ふ者は編輯人十圓以上百圓以下の罰金に處すとあり
我輩苟か本案するに立法者の特に此箇條を設けたるは
新聞探訪者官邊の事情或は機密に涉るものや聞か返
んで之を新聞紙に記載するものと其折に原稿の出所を
訊問して其事の何人の口より洩せざるかを追跡し以て
後來を戒しむるの微意にてもあらんかかれども極内々
に新聞記者の心事を問へば官署の新聞紙を明かすも
原稿の出所を證明せれば原稿寄送者の好意に報する
よ迷途を以てするが如く案に立至り私心妨りに氣の毒
あるの情實なきを得ず人間的徳義上に於て甚だ難んず
る所あらん將た又無名氏或は變名者の投稿に係るもの
は現在編輯にまて然かも官邊の不都合と爲らざるの
よあちや其好都合からんと知りつゝも他日官署の新聞
紙に載せて原稿出所を證明する能はざるの掛念にて之
を編輯するを得ず特は我日本人は氣輕く其姓名を公示
するの癖なきが故に原稿出所の不明なるもの多く一
々其編輯の誤問も應せんとすれば可惜新聞と聞て之

開き流すの場合少ならず或は出所分明なるものにて
も全國の各官署より日に月に幾回となく訊問せらるゝ
ときは其都度故紙堆中より數日前の原稿を調べ出し之
を原稿者に問合せて官署に往復返答する等新聞編輯の
際其混雜一方からず斯くて記者の不便利を感ずる其代
りに官署の方では立法者が該條を設けたる精神を貫
徹するやと云ふふ之を實論上に照らして豫期に背くの
場合或は少からざるにあらん又其第三十一條も式に
依りて宣布せざる公文及び上書建白書請願書は當該官
司の許可を得るに非ざれば之を記載することを得ず云々
とあり蓋式に依りて宣布せざる公文上書建白書請願
書杯の中には新聞紙上に掲載して不都合の向もあるべ
りれば當該官司の許可を得ず之を掲載すべしとあるの
誠に至當の事なれども元來新聞紙あるものは世の耳目
なるに背かず報道の速きを貴ぶが故に事の治安を害さ
ざること認むるものは之を掲載せんとして一時一刻を争ふ
の場合なれに非ず然るに今當該官司の許可を得んとす
れば爲めに時日と費して事の審問に屬せざるのミも亦
當該官司の大丈夫を踏んぬる兎角掲載を肯んせざるの意
味なきやしもあらずざるべけれん遠くは審問の報道すら
爲し能はざる場合もあらん因て思ふに新聞紙條例中に
は治安を妨害し風俗を壞乱する事項、政體を變遷し朝
憲を紊亂せんとするの論說、其他顯はに刑律に觸れた
る罪犯を曲庇するの言論等を嚴罰するの箇條もあれば
危險の建白書等其主意の前項を觸るゝの恐れあるもの
は當該官司も何んまでも固より之を掲載す可から
ずと雖も苟くも此等の事項外に於て公示を憚らざる
性質のものも其大意あり草案あり當該官司に伺ひし
て隨時之掲載することを得る事とも爲したれば一層の
便利あらん試み諸外國の新聞紙と見るに其筋の何々委
員の草案と云ひ商法會議所其他一會社一個人の建議と
云ひ朝々暮々時と移さずして之を掲載し敢て顧みせざ
るものゝ如し又其第三十八條に成法を誹毀して國民法
の進歩の義を亂る者云々とありて從來新聞記者の罪を
得るは多くは此成法誹毀に在るやうなれども成法と云
へば意義甚だ廣濶に於て其筋の諸規則諸條例を含蓄し
新聞紙上の記事論說は毎々之に關係するが故に所謂
誹毀する文字の解釋次第、記者の困難は申す迄もあ
く爲めに新聞紙の新聞紙の効用と失ふの恐なきにま
あざるが如し

右は今の新聞紙條例に就き我輩が四年以來實際の上便
否如何と思はるゝ箇條中の重立するものゝ陳述を獻芹
の微誠聊か世人の該條例研究上の參考に供せんとする
に過ぎず過日も官邊某氏と談話の席に前陳の參考説
を述べたるに某氏首肯して如何なる事情もあらん左
りながら凡を條例と云ふものは之を譬へば橋梁の如ま
橋梁を架するに於ては洪水の備を爲し一旦の風雨水勢
急激する其時にも其暴力に應ずるやうの覺悟ある可
し今この新聞紙條例は一時政治上の洪水あるに當り必
要を感じて架け換へたるものなれと今や水嵩大減去
て中流時に平沙を露らす程なりといふとも何時何様の
風雨ありて又々洪水を生ずるとなまとも云ふ可らず水
淺ければとて橋の高さを慮へず官廳をかかれればとて條
例の嚴密を思ふるに及むず云々と我輩之を答へて洪
水の其時よは平時不便の方法とも執行せざる可からず
といへども平常濶川の客も向て洪水川止の規則を當て
はむることあらば旅客の迷惑至極あらん凡そ事には隨
時の處分なるものありコレヲ病規則は流行地内の人々
のみならず可し軍法と取地内の人民にのみ行ふ可若し
果ては今の新聞紙條例と洪水暴瀾の用に供したるもの
なりと云はれんには爾來四年日本社會の風潮も漸く其

方向と改め川の流域も大に變する所ある今日尙は當年
霖雨洪水の時の規則を以て社會の最も顯著なる部分を
支配せんとするは臨時の處分と平時を施行するの嫌ひ
あきや如何と述べたるに某氏も亦遂に同意を表したり
是れは互ひに少しく極端の比喩として直ちに取て今
新聞紙條例に適用すべしものにあらずと雖も今や時
勢漸く變遷して内地雜居の都合にも爲らば外國人が内
地に入りて日本字新聞紙を發賣する等の事もあらん其
筋の人々には固より此邊の深慮あるとあらんと雖も
我輩は我輩の經驗したる處丈けを陳述して聊か世人が
參考の一助に供せんとするのみ

官報
内務省令第二十四號
刑法第七十九條第八十條第八十二條ニ依リ懲治場ニ留
置セラレタル者ハ其懲罰ヲ受ク可シ○第二條 假出場ヲ許シ
假出場票ヲ發給スルハ左ノ條件ニ依リテ發給ス可シ○第一
人ノ屬籍氏名年齢住所懲治場期限及宣誓并ニ滿期ノ年月日
一 殘期何年何月何日假出場ヲ許ス(何年何月何日
起何年何月何日)○第二條 本日假出場ヲ許スニ由リ住居ノ
地ニ歸リ上ノ即時所轄警察署ニ其旨ヲ届出シ可シ○
一 毎月一回謹慎表ヲ呈スル爲メ所轄警察署ニ到リ假出
場票ヲ出シ警察署長ノ認印ヲ受ク可シ但シ已メテ得サ
ル事故アレハ其事由ヲ届出シ○一 日程ヲ過シテ
假出場票ヲ出シ時ハ其行先並復滞在日數等ヲ詳記シ所
轄警察署ニ届出可シ但シ其滞在一月以上ニ涉ル時ハ一箇
月毎ニ其滞在地ノ警察署ニ到リ前項ノ手續ヲナス可シ
○一 事故アリテ其住居ヲ轉スル時ハ所轄警察署ニ届
出シ可シ○一 第三項以下ノ事ハ本人自ラ爲ス能ハハ
出シ可シ○一 第二項以下ノ事ハ本人自ラ爲ス能ハハ
出シ可シ○一 親屬故舊代リテ之ヲ爲ス可シ○一 右
ノ各項ニ違背シタルキハ直チニ出場ヲ停止シ出場中
ノ日數ヲ懲治場期限内ニ算入スルコトヲ得ス○第四條
假出場票ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ假出場票及懲治申渡
書ノ原本ヲ具シ本人住居ノ地ノ警察署ニ通知ス○一
第五條 警察署ニ於テ轉居ノ届ヲ得タル時ハ之ヲ其轉
居地ノ警察署ニ通知シ第四條ニ記載シタル書類ヲ送
送ス○一 第六條 假出場票ヲ許シ可キ者住所ヲ及引
取人ナキ時ハ猶ホ懲治場ニ留置シテ他ノ懲治者ト嚴
別異ス可シ但シ住居遠地ニアリテ諸署スルノ實力ナキ者
モ亦同シ○一 第七條 假出場票ヲ停止スヘキ時ハ本人住居
ノ地ノ典獄ニ於テ其旨ヲ直チニ通知ス○一 假出場票ヲ取
上ケ其殘期ヲ執行ス可シ但シ甲地方ニ於テ下付シテ假出
場票ヲ乙地方ニ於テ取上ケタル時ハ其事狀ヲ甲地方典獄ニ
通知シ假出場票ヲ送致ス可シ○一 第八條 假出場票ヲ許シタル
ル其懲治場滿期ノ日ニ到レハ假出場票ヲ所轄警察署
ニ還納シ該警察署ヨリ假出場票ヲ出シタル典獄ニ之ヲ送
送ス可シ

第一條 假出場票ヲ許スヘキ者アル時ハ典獄ヨリ其長官
ニ狀ヲ具シテ認印ヲ受ク可シ○第二條 假出場票ヲ許シ
タル時ハ典獄ヨリ其假出場票ヲ本人ニ下付ス可シ○第三條
假出場票ヲ發給スルハ左ノ條件ニ依リテ發給ス可シ○一 本人ノ
屬籍氏名年齢住所懲治場期限及宣誓并ニ滿期ノ年月日
一 殘期何年何月何日假出場ヲ許ス(何年何月何日
起何年何月何日)○第二條 本日假出場ヲ許スニ由リ住居ノ
地ニ歸リ上ノ即時所轄警察署ニ其旨ヲ届出シ可シ○
一 毎月一回謹慎表ヲ呈スル爲メ所轄警察署ニ到リ假出
場票ヲ出シ警察署長ノ認印ヲ受ク可シ但シ已メテ得サ
ル事故アレハ其事由ヲ届出シ○一 日程ヲ過シテ
假出場票ヲ出シ時ハ其行先並復滞在日數等ヲ詳記シ所
轄警察署ニ届出可シ但シ其滞在一月以上ニ涉ル時ハ一箇
月毎ニ其滞在地ノ警察署ニ到リ前項ノ手續ヲナス可シ
○一 事故アリテ其住居ヲ轉スル時ハ所轄警察署ニ届
出シ可シ○一 第三項以下ノ事ハ本人自ラ爲ス能ハハ
出シ可シ○一 第二項以下ノ事ハ本人自ラ爲ス能ハハ
出シ可シ○一 親屬故舊代リテ之ヲ爲ス可シ○一 右
ノ各項ニ違背シタルキハ直チニ出場ヲ停止シ出場中
ノ日數ヲ懲治場期限内ニ算入スルコトヲ得ス○第四條
假出場票ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ假出場票及懲治申渡
書ノ原本ヲ具シ本人住居ノ地ノ警察署ニ通知ス○一
第五條 警察署ニ於テ轉居ノ届ヲ得タル時ハ之ヲ其轉
居地ノ警察署ニ通知シ第四條ニ記載シタル書類ヲ送
送ス○一 第六條 假出場票ヲ許シ可キ者住所ヲ及引
取人ナキ時ハ猶ホ懲治場ニ留置シテ他ノ懲治者ト嚴
別異ス可シ但シ住居遠地ニアリテ諸署スルノ實力ナキ者
モ亦同シ○一 第七條 假出場票ヲ停止スヘキ時ハ本人住居
ノ地ノ典獄ニ於テ其旨ヲ直チニ通知ス○一 假出場票ヲ取
上ケ其殘期ヲ執行ス可シ但シ甲地方ニ於テ下付シテ假出
場票ヲ乙地方ニ於テ取上ケタル時ハ其事狀ヲ甲地方典獄ニ
通知シ假出場票ヲ送致ス可シ○一 第八條 假出場票ヲ許シタル
ル其懲治場滿期ノ日ニ到レハ假出場票ヲ所轄警察署
ニ還納シ該警察署ヨリ假出場票ヲ出シタル典獄ニ之ヲ送
送ス可シ

布哇移住諸國人の勞働及賃銀 (昨九日の續)
第五問 婦女及童女の勞働する者其の割合如何
答 一人 七割二分
二人 五割六分
平均五分
此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大

ありて雖も其の
其の割合を算する
勞働する者其の
其の割合を算する
より其割合の少きを
第六問 婦女童女の
答 一人 八割
二人 七割二分
平均五分
此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大

生等儀來ルル
立千度航仕候
朝鮮京城通信
此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大

ロコフランド製精乳販賣廣告
此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大

華族從四位公爵一條實輝所有ノ分
華族從四位公爵二條基弘所有ノ分
此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大

此の割合を算する者は移住民の婦女童年中勞働する者其の全數の割合
なるやを算せしめて即ち移住民の婦女童女の勞働する者其の割合を算する
分たりと云ふは是れに於ては我が邦人多數を占むる元來就
業の婦女合計四百二十人中中小兒を算するものも少くを以て其割合
に従はざる以上は蓋し田間に耕種し或は製造所に勞働し又は無故に從
事せざるは多く又男子の如く博奕飲樂に耽るれば是れに依りて其割合
なるが故に表中の七割五分其の少きを疑ふるに其の數極めて大
加く其割合の人民を算する者我が邦人に比するに其の數極めて大